

彦根市人権尊重審議会 令和4年度 第3回審議会 議事録

日 時	令和5年(2023年)3月27日(月) 13時30分～15時10分
場 所	彦根市役所 5階 5-1、5-2 会議室
出席者	
【審議会委員】	奥村ルシア克子、岸田清次、郷野征男、高橋嘉子、力石寛治、戸成晴美、富川拓、西澤由紀夫、東幸子、松野和則、大橋秀子 ※敬称略
【事務局】	企画振興部人権政策課長(村田)、人権・福祉交流会館長(北沢)、教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課長(東野) 企画振興部人権政策課(小川、今堀、押谷、福原)

1 開会

事務局

それでは、ただ今から、令和4年度 第3回審議会を開催します。

ご審議いただく前に、彦根市人権擁護委員協議会から当審議会委員にご就任いただいていた委員の交替についてお知らせします。

(新委員の挨拶)

事務局

本日の会議ですが、委員2名がご欠席と連絡をいただいています。彦根市人権尊重審議会規則第6条第2項により、本会議は委員の半数以上が出席をしなければなりません。現時点で10名の方が出席されており、会議が成立したことを報告します。それでは、審議会規則第6条第3項の規定によりまして、ここからの議事進行は、富川会長にお願いします。

2 議事

(1) 令和4年度 人権に関する市民意識調査の結果報告について

会長

富川でございます。どうぞよろしく申し上げます。本日は、年度末のお忙しいなかご出席いただき、本当にありがとうございます。今年度最後の審議会ということになりますので、昨年秋に実施されました「人権に関する市民意識調査」の結果を共有し、それを踏まえて、新しい基本方針の全体像などについて審議することが本日の議題となっています。皆様には、昨年より既に意識調査の内容などについて審議いただいているところですが、今回からは、基本方針の改定に向けて審議が本格化することになります。和田市長から当審議会あてに諮問をいただきました。諮問文については、本日、皆様の席にも配布されています。

それでは、審議に入っていきたいと思えます。「令和4年度人権に関する市民意識調

査」の結果報告について、事務局、説明をお願いします。

事務局

人権政策課・小川です。本日は、よろしく申し上げます。

先ず、配布資料の確認をお願いします。資料は、事前にお配りしています。

本日の次第と、資料1として「意識調査の結果の概要版」という薄い冊子、資料2として意識調査結果の詳細な報告書、資料3として審議会の今後の予定、最後に、「資料4 新方針」についてとなっています。

資料の不足等がありましたら、後ろのスタッフにお声かけください。

資料の方、よろしいでしょうか。

追加資料としまして、本日審議いただく、「彦根市人権施策基本方針」の現方針を配布しています。また、彦根市が毎年、作っている人権啓発冊子「ゆきどけ」を、参考につけています。必要に応じて、後程、ご覧ください。

それでは、早速ですが、意識調査の結果について、報告をします。

先ずは、資料1の概要版に基づいて説明をします。表紙をご覧ください。本年度、先ほど会長からの挨拶にもありましたとおり、皆様にも手伝っていただき、「市民意識調査」を、11月8日から30日まで、約3週間かけて実施しました。対象は市民3,000人で、外国人も80人含まれています。実施の方法は、郵便、郵送およびインターネットで行いました。回収状況は、対象3,000人に対して、締切時点で、ちょうど1,200人、回収率は40%となっています。

1枚めくってください。流れとしては、人権全般についての設問、それから各種の人権課題についての設問が続いて、最後に、今後の人権啓発・教育について、となっています。

先ず、人権全般について、どれくらい彦根市の人権施策が進んでいるか、皆さんの中に人権意識が広まっているか、を確認させていただくために、「今の彦根市は人権が尊重されるようになっていると思いますか」という質問を、新たに設けました。

そうしたところ、「そう思う」8.2%、「どちらかといえばそう思う」33.3%で、合わせて、4割以上の方が「まあそう思う」と思っている状況にあります。

ただ一方で、「わからない」と答えた方が34.8%で、一番多くなっています。

続いて、人権侵害について、「ここ5年以内に差別や人権侵害を受けたことがありますか」という質問です。前回、平成18年度の調査では、「あなたは職場で受けたことがありますか」、「地域で受けたことがありますか」と、少し違う聞き方をしていたので、単純比較はできないのですが、様々な場面での差別や人権侵害を平均すると、15%ぐらいの方が「ある」と答えています。今回、それらをまとめて聞いたところ、12.8%の方が「ある」と答えており、少し減っています。どのような内容で受けたのかというのが、右側にあり、一番多いのは「あらぬうわさ、悪口」となっています。

続いて、性別に関する人権についてですが、以前は「女性に関する人権について」と

いう項目でした。委員の皆様には審議いただいた結果、このような表記にさせていただき、問い方も工夫しています。その結果、一番多かったのが、「固定的な役割分担意識がある」46.3%です。

続いて、子どもの人権については、いわゆる家庭内暴力、虐待、「親が子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄したりする」というのが65.9%と断然、多くなっています。

次の高齢者の人権については、新たに設けた選択肢「利用できる移動手段が少ない」が37.8%で、最も多くなっています。こちらは、審議会の中でも少し議論になりましたが、免許返納後の移動手段などを想定して、「移動手段が少ない」という問題意識を持っているという結果が出たのか、と思っています。

障害のある方の人権については、「差別的な発言や行動をする」が41.6%と一番多くなっており、次いで「経済的に自立が難しい」という経済の問題となっています。

続いて、外国人の人権については、若干、前回調査と問い方を変えている部分がありますが、一番多かったのは、「わかりやすく伝えるための配慮が足りない」33.6%です。「ヘイトスピーチについてどう思いますか」という質問に対しては、「許してはいけないことだと思う」42.5%、「よくないことだと思う」40.1%、合わせて80%を超える方が「よくないことだと思う」と認識されていると、わかりました。

6ページです。こちらは新たな人権課題と呼ばれ、近年よく話題になっている人権問題をいくつかピックアップして、新たに質問項目を設けています。

まず、LGBTの人の人権について、質問を設けており、「理解や認識が十分でない」が62.6%と一番高くなっています。

次に、感染症、念頭においているのは、新型コロナウイルス感染症です。委員の皆様にも審議いただいて、このように設定したところ、「感染者やその家族などに対して差別的な言動が行われる」が59.6%と最も多くなっています。

新たな人権課題の三つ目として、インターネット上の人権侵害という質問項目を設けて尋ねたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載される」が72.7%で非常に多く、問題意識を持っている、とわかりました。

個別の主要な人権課題の最後として、従来から取り組んできた部落差別について、複数の質問を設けました。

まず、「現在でも部落差別はあると思うか」という問いに対しては、「いまだにある」方が6割を超えている一方、「わからない」が31.0%で少し多くなっています。

それから、先ほどのインターネット上の人権侵害にも関係しますが、「インターネット上で部落差別に関する人権侵害事例を見たことがあるか」という問いに対しては、回答者の属性にもよりますが、「見たことがない」が64.3%と最も多く、「見たことがある」は14.3%となっています。

最後に、8ページをご覧ください。

人権啓発・教育について、まず、「過去5年間に彦根市が実施した人権に関する講演会、研修会などにどの程度参加したか」という問いに対して、「参加したことがない」が6割で、「1～2回の参加」が24.2%。「3回以上の参加」が13.6%となっています。

「今後の彦根市で、どのような人権問題について、これまで以上に教育や啓発をすべきか」という問いに対して、「子どもに関する人権問題」が48.4%で、非常に多くなっています。次いで、「障害のある方の人権問題」が45.7%、「インターネット」となっています。インターネットが3位となっているあたりは、時代の流れが変わってきているのかと思われます。

なお、それ以外の経年比較や県との比較については、資料2の方で、比較した表を載せています。時間の都合上、説明は割愛しますが、必要に応じてご覧ください。

例えば、一つだけ見ますと、報告書6ページに「人権はあなたにとってどのようなものですか」という質問です。先ほど、概要のところで見いただいた「彦根市が人権尊重されるまちになっていると思うか」という質問で、「わからない」が少し多くなっていました。しかし、経年で見ると、「重要である」が7.4ポイント高くなっています。この点をとらえると、人権意識は高まっていることが見てとれるかと思います。このような要領で、随時、参照いただければと思います。内容については以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、報告いただいた今回の調査結果について、質問のある方は挙手をお願いします。どこの部分からでも結構です。

委員

このアンケートは、非常に興味深く、今後の基本方針を考える上で非常に大事な資料になるので、前回アンケートとの比較や分析がもう少しあった方が、今後、審議しやすいと思います。

事務局

ありがとうございます。資料が足りないという意見をいただきましたので、報告書に基づいて、もう少し皆さんに説明したいと思います。

委員の皆様には、全体像も議論いただきますので、市民の皆さんがどのような人権課題に関する意識が高くなっているのか、委員の皆様と共有したいと思います。報告書の114ページ、概要版裏表紙の「今後、どのような問題について、これまで以上に教育・啓発をしていくべきだと思うか」と聞いた問いの、経年比較です。

先ず、前提として、彦根市は、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害者」、「部落差別」、「外国人」の六つを主要課題として設け、それ以外を「その他」として括っていました。17個の選択肢は、国が主要な人権課題として設定しているものです。下のグラフで二つ並んでいるうち、下が前回、上が今回の結果です。こちらを見ますと、大体よく見た傾向が出ています。例えば、「女性の人権」では、今回34.8%で前回は37.6%です。「子ども」、「高齢者」は少し低くなっています。「障害者」もよく似た数字になっています。

部落差別は少しポイント数が下がっています。逆に、インターネット上の人権侵害は、11.2%だったのが、37.3%と最も伸び率が大きくなっています。それより下の人権問題は、前は聞いていなかったところがあり、比較はできませんが、「LGBTに対する偏見や差別の問題」が23.8%と非常に高くなっています。皆さんが関心を持たれている分野が時代によって少し変化してきていることが見て取れます。また、「外国人の人権」が20.3%で、前回と全く同じである点も一つのポイントかと思います。

人権侵害の状況について、少し経年を見ていきたいと思います。まず、概要でも載せていますが、報告書の20ページをご覧ください。「ここ5年以内で差別や人権侵害を受けたことがあるか」という質問について、12.8%となっています。前は、こういう聞き方をしていないので、経年比較はありませんが、23ページを見ていただくと、平成18年度の意識調査では、「家庭、地域、職場それぞれの場で、それぞれ差別や人権侵害を受けたか」と質問しました。「地域社会で」が一番多かったのですが、今回は、選択肢が増えているにもかかわらず、「職場で」が最も多くなっています。勤務されている会社や職場の場面で、いわゆるハラスメントなどに直面されている方が多いのかと思います。市民全体に向けた市民啓発と企業に向けた企業啓発という、2つの大きな流れがある中で、企業啓発の分野は今後も重要になると、このデータから分析しました。

部落差別については、こちらも問い方を変えていますので、経年の比較が載っているものと、いないものがあります。例えば、「部落差別は現在でもあると思うか」という質問について、経年比較はできませんが、国や滋賀県との比較はできます。彦根市は「いまだにある」が国や滋賀県よりも少なくなっていますが、彦根市は「わからない」という選択肢を設けたため、単純な比較はできないことに注意が必要です。

また、前回と質問の仕方が違うため経年比較できませんが、報告書102ページに、「部落差別に関する問題を解消するために必要なこと」という質問があり、「一人ひとりの人権意識を高める」が44.1%で一番多くなっています。次のページに参考として載せている法務省の調査結果である「教育・啓発等の施策を推進する」49.1%と、大体よく似た傾向が出ています。

ただ、「どのようにしてもなくならない」とか、「効果的なものはない」、「自然になくなるのを待つ」、いわゆる「寝た子を起こすな」的な論調の選択肢は幾つか設けられています。国の方では、例えば、「自然になくなるのを待つ」は19.7%であるのに対して、彦根市では、単純な比較はできませんが、「そっとしておけば自然になくなる」が15.3%となっており、そのような意見は若干少ないという傾向が見て取れます。いろいろあるのですが、このぐらいで如何でしょうか。

委員

ありがとうございました。部落差別について、私は不思議という適切な言葉かわかりませんが、92ページの表で、「あなたは現在も部落差別があると思いますか」という質問に対して、60.1%が「いまだにある」と答えています。しかし、「今後、どのよう

な人権問題についてこれまで以上に教育や啓発をすべきと思うか」という質問に対して、部落差別は22.4%しかありません。もっと多くても良いかなと思いました。「現在でも部落差別はある」と思っている人が多くいるのに、「これまで以上に教育や啓発をすべき」と思う人が少ないという、この点を考えていかなければいけないと思います。

会長

今の意見について、事務局は如何でしょうか。

事務局

ありがとうございます。ご指摘のとおり、この点の分析が非常に難しいところかと思っています。部落差別自体があると認識されているのに、今後、市民が取り組むべき課題の中では、ポイント数が低くなっています。これをどのように分析するのかは、非常に難しいようなところがあります。ただ、この後、ご提示する基本方針のところでも、部落差別を重要な人権課題の一つであると考えていますので、この問題について、引き続き粘り強く取り組んでいきたいと考えています。

委員

意識調査結果を見て、2点、発言します。部落差別の件ですが、報告書33ページを見ると、住宅を選ぶ際に忌避する物件ということで、同和地区が近くにあることを避ける方が54.7%いて、その裏のページを見ると、30代40代、50代の方にその割合が大変高いという現状があります。92ページで、「部落差別があるかどうか」というのは、人々の思いである一方、「住宅を選ぶ」というときは人々の行動なので、これをすごく重く受け止めたい。

部落差別に関してもう一つ、102ページに、「部落差別を解消するために必要なこと」という質問に対する答え(選択肢)の中の、「被差別部落の人が一定の地区にかたまっで生活しないで、分散して住むようにする」は、本当にショックな答えであり、基本方針を作るにあたって、考えるべき点だと思います。

もう1点は、報告書42ページ、性別に関する質問で、答えの選択肢にある「地域における男女不平等だと考えられる慣習やしきたりの見直しを行う」に関連してですが、令和2年3月に「男女共同参画計画」を作るときに、地域での男女差別について聞いています。その中で、より具体的に聞いているのですが、「役員に選ばれるのに性に偏りがある」、「地域の行事で女性が参加できない行事がある」、「女性が地域の作業、例えば、溝掃除とかそういう作業に出たときに、不参加料が必要である」という回答がわずかですがありました。彦根市内の地域で女性が作業に出たら、幾らかお金を払うという制度があるという結果が出ています。この辺も基本方針を作るにあたって考えるべき視点だと、意識調査結果から、感想を持ちました。

会長

ありがとうございます。

事務局

1 点だけ今のご意見に補足をします。「被差別部落の人が一定の地区にかたまって生活しないで、分散して住むようにする」22.4%という答えに関して、いろいろな研究や見方がありますが、基本的に人権の分野で通説となっているのは、このような考え方は、差別される側の人に原因を求めるといような考え方になっていて、このような考え方はしないというのが啓発の方向性になっています。障害者の分野でも、社会モデルというのがありますが、差別される側ではなくて、差別する側の問題なので、差別する側がその問題の解消に当たるべきです。差別をされている、差別を受けている側が問題の解消に当たるべきではない。このことを委員の皆様の共通認識として、再確認したいと思えます。

会長

ありがとうございましたどうぞ。その他、いかがですか。

委員

反差別運動、特に部落問題を中心に活動している者です。意見というか、皆さん方のお話を聞いた上での感想、意見です。

人の誕生は男女ほぼ1対1です。そうすると、女性問題が50%くらいになってもおかしくないと思います。それと今、子どもの人権問題がクローズアップされています。それはマスメディアを通じてであったり、学校での子どもの問題であったりなど、身近な問題であると思います。それと高齢者も今、高齢化で高齢者が増えているので、だんだん年齢を重ねていって、高齢者を自分の問題としてとらえるということが、当然、比率として上がってくる。障害者の方も今は、精神障害であるとか、身体障害であるとか、発達障害であるとか、いわゆる障害と名の付く事柄が昔に比べて増えているので、その辺で、障害者、障害ということに関しても、当事者意識を持っている方が増えているのは、当然だと思えます。

その中で、部落差別が特殊だと思うのは、先ほども意見がありましたが、意識調査の中で6割の方が「部落差別はいまだにある」と認識しているにもかかわらず、彦根市としてどう取り組んでいくかというときには、約5分の1になってしまう。それは、身近なところに、部落問題に直面し、関わることがないからです。ざっくり被差別部落出身とか、それにルーツをもつ者が、古い数字なのですが、人口の約30分の1、約3%います。学校のクラスの中で小学校が30人から35人いるとすれば、その中に1人は必ずいるわけです。これは、最近に問題になっているLGBTQの子どもたちの比率とほぼ同じです。だから、そう考えると、当事者意識も増えてくると思うのですが、ここにいる皆さんを含めて、市民の方が、部落差別や部落問題、被差別部落の方と接することがないと、肌身に感じないから、当事者意識を持ってないから、これからどうしていきべきか、ということになると、その優先順位というか、問題としてとらえる度合が低くなるのは、普通に考えれば、当然かと思えます。

ただ、私もいろいろな青年集会や研修会に参加していますが、その中でうれしい言葉、

考え方をいただくことがあります。日本人は、本当はすごくやさしい人種であるのに、同じ人種の中で差別をし合う。同じ日本人であるのに、見下げて差別をする。おかしいと思わないのか、悲しいことだ、と言ってくれる教職の方がいました。すごくフラットな目線で、どこからそういう思考に変化されたのかと思うのですが。そう考えれば、当事者意識が持てるのですが、現実としては、自分の身に振りかからないと自分の意識としてはなかなか持てない。これは現実問題としては悲しい問題ですが、また、この現実を見て、その結果を残念だとは思いますが、逆に、この調査を行い、結果を解説していただけてよかったと思うし、これで彦根市の人権課題が浮かび上がったと思っています。

会長

当事者意識を持つということの大切さとともに、難しさも改めて指摘いただきました。調査結果は非常に残念だという意見は当然だと思います。ここから、市がどうやって取り組んでいくのか。これを貴重なデータとして受け止め、意識を持つということが、他のすべての領域で必要になってきます。

調査結果報告につきまして、今、議題1で意見をいただいておりますが、この後、この結果を受けて、議題2 基本方針の全体像、基本理念、基本方向および主要課題の選定についての議論をいただく予定となっております。こちらの方も時間をかけて進めていきたいと思いますが、時間の配分もございます。いかがでしょうか、議題1について、何か追加で意見等がありましたら、伺いたいと思います。

では、議題1は以上とします。ただし、議題2の議論の中でも、議題1の内容に戻って、また意見等をいただければと思います。

では、議題2にいけます。「新・彦根市人権施策基本方針」の全体像、基本理念、基本方向および主要課題の選定についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、新基本方針の全体像、基本理念、基本方向および主要課題の選定について、事務局から説明をします。

先ず、資料3「今後の審議について」をご覧ください。これは、第2回審議会の際に、左の「旧」と書かれた表を提示していました。その表では、これから皆さんに議論いただく全体像や主要課題の選定などは、新年度に入ってから、5月ぐらいに議論をして、そのあと7月、9月と、それぞれの主要課題について検討を加えた後、審議会の答申としてまとめていただくという流れになっていました。

ですが、審議会の開催は3回の予定が結果的に2回となり、新年度5月に予定していた全体像や、基本理念、主要課題の選定については、この後、審議を進めていただき、5月と8月頃に主要課題についての検討を2回行い、新年度はこの2回をもって、答申をまとめていただくように、若干、スケジュールが変わっています。

非常に時間が限られた中で多くのことを審議いただくことになり、申し訳ないのですが、このようなスケジュールで進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

資料3については以上です。

続きまして、資料4をご覧ください。こちらは、全体像、基本理念、主要課題の設定についての本編の資料です。

まず、見方として、左側が平成21年に策定した現在の「彦根市人権施策基本方針」です。そして右側が、「新・彦根市人権施策基本方針」で、今後、審議いただいて、新たに策定していく基本方針についての、事務局の原案です。変更した箇所について、少し皆様に説明したいというところをコメントし、さらに右側に私のコメントを付けてあります。すべてのページの右下に「ひこにゃん」とともに、ページ数を打ってあります。

次に、概要についてですが、資料4の1ページが基本方針の大枠となっています。現行の概要でも、1番に基本理念、2番に人権施策の基本方向、3番に取り組むべき主要課題とその解決に向けて、4番に推進体制という形で、基本方針が構成されています。

「1 人権施策の基本理念」については、市の人権施策として、最も根幹となる部分であり、変更せずに、引き続き「市民と行政が一体となり」云々したいと思います。

「2 人権施策の基本方向」についてですが、どのように施策を展開していくかという方向性に関しては、これまで人権意識の高揚を図るための施策と人権擁護に関する施策という2本立てで進めてきました。

新たな基本方針では、この2本柱を大きく変えていません。人権擁護に関する部分について、「人権擁護」という言葉が難しく、また、県の方針で使われている「人権侵害に対する救済」の方が市民に理解しやすいのではないかと考え、文言を修正して提示しています。ただし、方向性としては大きく変わっていません。いわゆる事前に防止するという意味の1番の柱と、侵害が起こったときにどのように救済するか、あるいは相談体制をどうするかという2番の柱の二本柱で、大きくは変わっていません。

「3 主要課題とその解決に向けて」は、今までどおり6本の柱、主要課題はそのままにします。そこに、今回の意識調査結果でも、関心が高く、また市でもそう考えていた「性的マイノリティ」、「インターネット」、「感染症」という3つの課題を新たに加え、「様々な人権問題」と合わせて、10本の主要課題とするというのが、今回の大きな変更点です。

「4 推進体制」についても、大きな変更はありません。ただし、「NPO等」と書かれていますが、彦根市ではNPOと銘打って人権活動をされている団体はそれほど把握されていません。想定されていたのは、市民で任意に組まれている彦根市人権教育推進協議会や、各学区の人権教育推進協議会や「滋賀人権啓発企業連絡会 彦根ブロック」などであると考えられることから、「関係団体」への変更を提示しています。

続きまして、資料4の2ページ、「人権施策をめぐる状況」は、基本方針を策定する背景です。

まず、国外の状況、次いで国内の状況があって、彦根市の状況という流れになっています。「国際的な取組状況」に関しては、大きくは文言の変更と、策定した平成21年度

以降に批准した条約や取組等について説明を加えています。例えば、平成 27 年度に採択された SDGs も大きな流れとして加えています。

3 ページは、「(2) 国内における状況」です。これも基本的には変わらず、前回の基本方針策定以降、新たな動きとして、国の主な取組や法律の制定等を追記して表にしています。

行政が人権施策を展開する場合に基づく法律として、平成 12 年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」があります。重要な法律なので、追記するとともに平成 28 年(2016 年)に施行されたいわゆる「人権三法」も重要なので、追記しています。

4 ページは、「滋賀県における取組状況」で、5 ページ目は「彦根市における取組状況」です。こちらも、現行の基本方針策定後、さまざまな動きがあった取組の状況や、文言の修正をしています。特に、今、議論いただいている市の基本方針は、その基となる現基本方針が策定された際には、「人権教育のための国連 10 年彦根市行動計画」にも位置付けられていました。しかし、現在は、「彦根市総合計画」に位置付けて施策展開されているという状況を説明するとともに、教育分野では、人権教育の指針を教育委員会において、随時、見直ししながら進めていることから、そちらにそろえて文言の修正をしています。

最後に、6 ページは、「人権施策の基本理念」です。こちらは先ほど概要のところの説明したとおり、大きな理念は、たとえ 10 年数年経っていても変わらないということで、大きな変更はありません。文言の修正について、「人権」の定義を彦根市が定めている「彦根市人権尊重都市宣言」にあわせるほか、「彦根市総合発展計画」を「彦根市総合計画」に、「NPO」を「関係団体」に変更するなどしていますが、大きな変更はありません。

駆け足で申し訳ないですが、全体像、基本理念、基本方法および主要課題の選定について、事務局からの説明は以上です。

会長

説明、ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明に対して、質問をお願いします。

それでは私から一つ。資料 3 のスケジュールについて、会議が一つ減るということで、非常に残念です。回数確保の努力をしていただいたのですが、結果としては 1 回減ってしまいました。13 年ぶりに基本方針を見直すための検討会議であり、重要な議論、時間をかけての議論となりますので、今後は、ぜひ確保いただくようお願いします。

では、皆さまから意見等をお願いします。

委員

2 ページの真ん中あたりに、日本が批准している主な条約を書き添えて、すぐわかりやすくなりました。その表の一番下にある「強制失踪からのすべての者の保護

に関する国際条約」は、多分、拉致被害者の方に関するものことかと推測しますが、説明をお願いします。

事務局

委員ご指摘のとおり、いわゆる拉致被害者を念頭に置いた条約で「強制失踪条約」と通称しています。国の機関等が人の自由を剥奪する行為であって、失踪者の所在を隠ぺいすること等を伴って法の保護外に置くことを強制失踪と言い、その犯罪化および処罰を確保するためのものです。国際条約ですので、日本を含め、拉致被害を受けている国々の方が主に北朝鮮による拉致を念頭に、国際的に取組を進めるために批准されました。

委員

事務局に質問です。まず一つは、「人権施策基本方針」の「方針」を「計画」に変えて進めることはできないのでしょうか。「方針」を計画へ進めることで、もっと踏み込んだ議論や提案ができると思います。滋賀県は、「人権施策推進計画」なっていますが、同じように彦根市もできないのでしょうか、何かハードルがあるのでしょうか、仕組みがよくわからないので、説明をお願いします。

もう一つは、基本方針の改定について、最初に説明がある方が良いと思います。

それから、できれば、第1章、第2章、第3章と区切って審議した方が、意見や考えがまとまりやすいと思いました。今のように、資料を配布して、区切らずに説明されると、整理するのが難しいです。

事務局の説明では、現行方針の文言の入替や修正が主ですが、そのような内容を議論していくのか、どこまで議論を深めていけばよいのか、聞きたいです。そうならないように願っていますが、次も14年後にしか見直せないかも知れないので、できる限りしっかりしたものを作ってもらいたい、と委員としては思っています。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

いくつか意見や指摘をいただきました。一つずつお答えします。

まず、「方針」と「計画」についてご指摘いただきました。彦根市で、方針や計画を策定する場合、いろいろなやり方があり、委員の指摘のとおり、方針を定めた上で、それを例えば5年の期間を区切って、数値目標を立て、それを計画として基本方針とは別に定めて、進捗管理を行う方法があります。

そのような方法をとっている他の分野での市の施策もありますが、「人権施策基本方針」については、計画を策定する予定はありません。

これについては、いろいろ意見はあると思いますが、まずは、基本方針で市の姿勢や方向性を定めます。基本方針には様々な分野の施策が関連してきますが、それら個別の関連する施策については、それぞれ別に計画を定めており、その上位計画として「総合計画」があります。

人権施策については、その上位計画である「総合計画」において、「人権尊重のまちづくりの推進」が重要施策として位置づけられています。「総合計画」の中で、このように柱を立て、目標年度を区切り、数値目標を立てて進捗管理をしていますので、具体性と実効性が担保されています。

人権施策は、様々な分野の施策が関連していますが、それぞれの分野にも方針や計画があります。人権施策ごとに、それぞれの方針や計画で位置づけられていますので、市全体で人権に特化した計画はないのですが、「総合計画」や個別計画の中では、それぞれ人権施策が位置づけられ、実効性が担保されていますので、今回は基本方針の改定ということでお願いしたいと思います。

次に、この改定を行う背景を書いた方が良いという意見については、預かりとさせていただきます、章を設けるなど、追記する方向で前向きに考えたいと思いますので、時間をいただきたい。

次に、章ごとに区切って審議した方が分かりやすいという意見もいただきました。平成21年4月に策定された現行の「彦根市人権施策基本方針」をご覧ください。目次に、章を立てて各項目が載っています。基本的にはこれに沿って進めており、今日は「1 人権施策をめぐる状況」、「2 人権施策の基本理念」、「3 人権施策の基本方向」のあたりを審議していただいています。

今回、皆様にご審議いただくのは、「彦根市人権施策基本方針」の見直しについてですので、章立てについては、現行方針の目次と照らし合わせてご覧ください。

会長

ありがとうございました。今の事務局の説明でいかがでしょうか。

委員

最初の質問についてですが、「基本方針」からもう一步踏み込んで「計画」を策定する考えはないということでしょうか。

事務局

「基本方針」とセットの計画を策定する予定はありません。

委員

はい。分かりました。

会長

「基本方針」だけで計画は策定しないということ、また、市全体の人権施策に関する計画はなく、各分野における人権施策は、「総合計画」や個別計画においてそれぞれ進捗管理されるということですが、では、人権施策が、どの部署でどの程度進捗しているかをどのように確認するのか、お聞きしたい。

事務局

皆様が一番気にされているのは、定めた基本方針が施策としてどのように具体化し、進捗していくのか、絵に描いた餅になってしまうのか、ということかと思いますが、

それは事務局も同じ思いです。

繰り返しになりますが、「総合計画」や個別計画で、既に位置付けられ、進捗管理されているものもあります。この場で事務局案を提示し、議論していただくことはできませんが、来年度以降の審議会で、例えば、変化を数値で表すことで具体的に進捗が分かるようにするなどの案を提示したいと思います。それ以外の個別の人権課題についても、各プランで位置付けたものを委員の皆様へ提示する、あるいはプラン見直しの際には、委員の皆様の意見を反映させていければと思っています。

委員

人権施策の進捗が分からないと、意識調査だけでは不十分だと思います。文言の修正については、区切って審議してもらえると分かりやすいと思います。

事務局

参考にさせていただきます。

会長

はい、ありがとうございます。

委員

今日の議題は、背景的なところを見ていると思いますので、先ほど別の委員がおっしゃったように、改定の理由をぜひ書いていただきたいと思います。

1 ページの「3 主要課題とその解決に向けて」に主要課題があり、これと総合計画を連動させながら、個別計画を見ていくことが大事だと思います。確認なのですが、5 ページの右側に「現方針」とあるのは「新方針」のことでしょうか。

事務局

申し訳ありません。「新方針」です。

委員

その中で、「本市における近年の主な取組状況」の表に、令和4年3月にできた「〇ひこねかがやきプラン3(彦根市男女共同参画計画)」とあります。そのプラン3には、「この計画は『女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画』も兼ねている」と書かれています。これは、資料4の3ページの表「国における近年の主な取組状況」の「平成28年(2016年)」の項にある『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』(女性活躍推進法)において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を策定するよう規定されていることによるものです。

少し長くなりますが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を兼ねている旨の追記をお願いします。

事務局

そのように修正します。

会長

その他いかがでしょうか。

委員

資料の1ページですが、「2 人権施策の基本方向」の「(1) 人権意識の高揚を図るための施策」の「イ 人権教育・人権啓発に取り組む人材の養成と支援」について、「指導者」を「人材」に修正するとあります。「人材」という表現は、ビジネスのイメージがあるように思います。事務局のコメントには、「“指導者・リーダー”という位置付け・表現にハードルが高いと感じるとの声」があるため修正するとあります。私はできれば「指導者」のまま、課題に対応するため変えるのなら、例えば、「人権教育ファシリテーター」のような表現が良いと思います。

会長

事務局いかがでしょうか。

事務局

この文言を修正する趣旨としては、以前、「指導者の発掘と養成」の具体的な施策として、「指導者養成講座」、「リーダー養成講座」を行っていたのですが、なかなか参加者が伸びませんでした。その背景として、参加者が指導者という言葉に抵抗感を持っていることがあり、令和5年度から「人権連続講座」と名称を変更しました。

そのような背景を踏まえて、「基本方針」でも、市民の皆さんのハードルを下げたいと思い、文言を修正するものですが、地域や企業で、人権教育・啓発に取り組む人たちを市としてサポートするという趣旨は変わりません。ですが、「指導者」のままで良いという意見をいただきましたので、その点はまた考えさせていただきます。

会長

趣旨は変わっていないということです。例えば、平成21年度の「基本方針」では、細かい説明文まで確認すると、「リーダー」という表現が出てきます。今回、「人材」という文言に修正されますが、趣旨は変わっていませんので、細かい説明文では別の文言が登場してくるという理解で、検討をいただきます。

その他、いかがでしょうか。

委員

確認ですが、資料4の1ページ、「4 推進体制」のところで、「関係団体」とありますが、「教育団体等」は「関係団体」でよろしいのでしょうか。

事務局

教育委員会も人権施策の一翼を担っているということは、現状も新基本方針への移行後も変わりません。現在の「基本方針」にそのような記述はありませんが、教育分野も含まれているという理解のもとに、今回の修正案となっています。しかし、やはり教育分野は別立てて明記した方が良いという意見が多いようであれば、PRの一つになることでもあり、表に出せば良いかと思います。検討させていただきます。

委員

例えば、主要課題の10項目のうち外国人をイメージしたのですが、専門の先生がお

られるので、いろいろ連携することもできると思います。

会長

それでは検討いただいて。

事務局

はい、検討させていただきます。

会長

確認ですが、「3 主要課題の解決に向けて」における記述の仕方について、例えば、現行の「基本方針」では、「同和問題の解決に向けて」が「部落差別(同和問題)」となっています。これは良いのですが、女性や子どもの人権については、単に「女性」、「子ども」となっているのですが、このあたりの表現はいかがでしょうか。

事務局

ご指摘のとおり、以前は「何々の実現に向けて」という表現でしたが、今回はそれがなくなっています。これは、現行方針における表現の仕方は、ニュアンスも含めて、伝わりやすい面はあるものの、より適切な表現を検討した結果によるものです。

例えば、人権啓発冊子「ゆきどけ」の裏に、国が設けている 17 項目の人権課題が載せてありますが、表現の仕方はいろいろです。女性や子ども、高齢者の人権は、「何々を守ろう」ですが、その次は「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」で、「障害者の人権を守ろう」ではありません。

一方、県が定めている人権施策基本方針では、今回の修正案と同様に、国の 17 項目から文言を抜き取って簡潔に記載されています。できるだけシンプルに、市民の皆さんに分かりやすくするというのが、今回の提案の趣旨です。委員の皆様の意見をお聞かせいただきたいと思います。

会長

わかりました。県の基本方針を参考とした修正ということですね。

委員

シンプルでわかりづらいより、説明があつて明確にわかる方が良いと思います。また、県と同じようにする必要はないと思います。県は県であり、やはり彦根らしい「基本方針」を策定すべきだと思います。県がこうだから市もそうするというやり方はしない方が良いと思います。

それから、推進体制のところ、「国・県」とあるのを「行政機関」と一つにまとめることはできないでしょうか。また、「関係団体」とありますが、関係しない団体とは連携しないのでしょうか。人権と関係しない団体でも関心を持っているという団体は推進体制に入らないのでしょうか。

だから、「行政機関、市民、市民団体、小・中・高などの教育分野」として、もう少し明確にした方が良いと思います。

会長

ありがとうございます。事務局、何かありますか。

事務局

主要課題の書き方については、皆様の意見を踏まえて、改めて案を提示したいと思えます。「推進体制」は、現行の概要を踏襲したのですが、6ページの「2 人権施策の基本理念」においては、「市民、企業、関係団体、行政等」という書き方をしています。表現を統一する意味で、「国・県」を「行政」としても良いかとも思えます。また、「関係団体」と、わざわざ「関係」を付けるかどうかについても、お預かりし、次回、改めて案を提示したいと思えます。主要課題については、何が何でも県に揃えたいといという趣旨ではなく、市民へのわかりやすさを考えて、県の表現を参考にしたということです。ですが、方向性というか、解決の部分にまで踏み込んだ方が「彦根らしさ」が出るのでは、という意見をいただきましたので、お預かりして検討します。

会長

回答ありがとうございます。今後の審議会で、主要課題とその解決について検討を進めていきますので、そのあたりが「彦根らしさ」になってくるかと思えます。現行の「基本方針」のように「何々に向けて」という表現とする場合は、今後の審議会の議論も踏まえて、ようやく考えることができるということになります。

その他、いかがでしょうか。

委員

5ページの「本市における近年の主な取組状況」の表で、計画やプランを中心にまとめていると思えますが、例えば、令和3年度に開始されたパートナーシップ宣誓制度の取り組みもあげてはどうでしょうか。

事務局

県下で唯一の導入市ですので、ご指摘のとおり追記したいと思います。

委員

2ページの表「日本が批准している主な条約」に関して、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選定議定書」と「児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選定議定書」がいずれも2000年に批准されており、これらも加えた方が良いと思えます。また、「SDGs(持続可能な開発目標)」とありますが、正しくは「2030年に達成すべき持続可能な開発のための2030年アジェンダ」だと思います。

会長

事務局の方で、確認をお願いします。

最後の議題になりますので、議題1も含めて、全体的な視点から何か意見がありましたら、お願いします。

特にありませんでしょうか。

それでは、議題2を終了します。

以上で予定していた議題の審議をすべて終了しましたので、事務局に返します。

事務局

会長、ありがとうございました。また、委員の皆様には、大変お忙しいところ、第3回人権尊重審議会に出席いただき、また、熱心に審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。